(様式1-3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	47	事業名	営農再開支援水利施設等保	全事業(南相馬小高地区)	事業番号	(5)-40-7
交付団体			南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費			(93,179)	全体事業費	(93,	179)
			113,664 (千円)		113,	664 (千円)

帰還環境整備に関する目標

大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理が適切に行われてきたが、原子 力災害による5年以上の避難により、農業用施設を管理する地域農業者が減少し従前のように適切な維持 管理ができず施設の劣化、機能低下が進んでいる。

このため、本事業を導入して農業用水利施設等の保全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。

事業概要

(1)事業の概要

本事業の対象となる小高区は、平成23年3月11日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所 事故による影響により5年以上の長きにわたり避難指示区域となっていたため、農地等の適正な管理がで きなかった地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設等の周辺が荒廃している状況となっ ているため、農業用水利施設等の保全を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。

(2)事業量

農業用水利施設等の保全

1)農道

N=178路線

2) 農業用用排水施設等(頭首工・揚水機場) N=93地区

(ため池)

N = 9 2 地区

(3) 復興計画への位置づけ

【南相馬市復興総合計画 基本指針1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P56

・基本施策(2)農林水産業の再興 施策 ① 農業の再生と振興

当面の事業概要

<令和3年度>

農業用水利施設等の保全

1)農道

N=120路線

2) 農業用用排水施設等(頭首工·揚水機場) N=86地区

(ため池) N=92地区

<令和4年度以降>

継続して実施予定

地域の帰還環境整備との関係

農用地や農業用施設の保全管理は、大震災前まで地域農業者が中心となって適切に行われてきたが、原子力災害による地域農業者の5年以上にわたる避難により、震災前のように適切な維持管理ができない状況が続いている。

避難した地域農業者が避難指示の解除された小高区に帰還する環境を確保するためには、生業の確保が不可欠であり、農業は震災前から小高地域における主要な生業である。農用地や農業用施設の適切な管理によって、営農再開が可能な状態を確保し、地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進、地域農業の再興に繋げる。

関連する事業の概要				
※効果促進事業等	である場合には以下の欄を記載。			
関連する基幹事業	関連する基幹事業			
事業番号				
事業名				
交付団体				
基幹事業との関連性				

(様式1-3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (営農再開支援水利施設等保全事業)南相馬地区 事業番号 (5)-40-1			
交付団体			南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
公本は社会市業 典			(312,620)	公 // 市 类 弗	(312,620)	
総交付対象事業費		(争未复	366,180 (千円)	全体事業費	366,	180 (千円)

帰還環境整備に関する目標

市が管理する排水機場等の基幹的土地改良施設は、農業生産活動の根幹を成す基幹的インフラである。これらの基幹的土地改良施設は、避難指示区域全域に存在し、震災以前は市及び受益者が経費を負担して運転・補修を行い、地域農業の発展を支えてきた。これら施設については、原子力災害に伴う受益者・管理者の避難や営農活動制限の影響を受け、その費用負担や管理体制が維持できず、施設機能の保全が困難となっている。

これらの施設は地域の基幹的施設で、地域営農の再開を果たす上で不可欠な施設であることから、この機能を維持していく必要がある。

本事業を導入することにより、基幹的インフラとしての機能を維持し、被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。

事業概要

農業用排水施設等を保全するために必要な点検、見回り、除草、清掃及び管理運転等の保全管理や、農業用排水施設等の利用再開のために必要となる試運転、機能診断、補修・補強等を行う。

【南相馬市復興総合計画 後期基本計画 政策の柱3 産業・仕事づくり】 P49 基本施策7 農林水産業 施策19 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 湛水防除施設・海岸保全施設の適正な維持管理

当面の事業概要

<令和3年度>

概要: 1 農業用排水施設等の保全管理 一式(11施設)

- 2 農業用排水施設等の試運転、補修等 一式(11施設)
- ・湛水防除施設(排水機場)・・8箇所(金沢、泉、前向、小浜、谷地、小高、塚原第二、福浦南部)
- ・海岸保全施設(樋門)・・・・3箇所(金沢、雫、渋佐)

<令和4年度以降>

継続して事業実施予定

地域の帰還環境整備との関係

避難指示区域であった本地区における営農再開の加速化には、排水機場等の防災施設の機能維持が不可欠であることから、再生加速化の目標達成に向け、農業用排水施設等の保全管理並びに試運転、補修等を行う必要がある。

関連する事業の概要

南相馬地区直轄特定災害復旧事業…小浜、谷地、塚原第二、福浦南部排水機場 県営災害復旧事業 …金沢、泉、前向、小高排水機場 金沢、雫、渋佐樋門

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

バガネにとすれて、Cのものは1-10の1の間とに対し			
関連する基幹事業			
事業番号			
事業名			
交付団体			
基幹事業との関連性			

(様式1-3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

			He West Street and West Street			
NO.	90	事業名	小高園芸団地用地造成事	事業番号	♦ (5) -43-1-1	
交付団体			南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費		車業患	(89,843)	全体事業費	(233	,860)
		学 未良	258,895 (千円)	土肸尹未艮	258	,895 (千円)

帰還環境整備に関する目標

震災前、小高区における園芸は大根やブロッコリー等を中心とした土地利用型野菜で約2億円の売り上げを創出していたが、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の影響で、小高区全域が避難指示区域に指定され避難を余儀なくされたことにより営農が完全に中断し、壊滅状態となっている。

平成28年7月に小高区の避難指示が解除され一部営農再開したものの、農業者の帰還が進まないことや、農作物に対する風評被害、さらには高齢化などの影響で小高区の園芸を震災前の状態に復旧するのは難しい状況である。

そこで、小高区において、地元住民の帰還促進や定年帰農をはじめ、Uターンなどの就農機会の増大と 営農再開に資するため、以下の施設を整備する。

- ① 水稲経営を再開する負担軽減のための育苗ハウス
- ② 高齢者でも比較的取り組みやすく、きゅうりやスナップえんどうによる周年栽培が可能なモデル経営実践に必要な園芸用パイプハウス
- ③ 播種、出芽、緑化、予冷、選果等の複合的な機能を有し、自ら生産した品目のみならず、周辺生産者が生産した各種園芸品目を集出荷する複合施設

また、本施設ではモデル経営体としての実践に加え、新規就農者等の研修受け入れや養液栽培、環境制御などの新技術など様々な営農再開の取組を支援することで、小高区の帰還促進を担う施設となることを目指す。

事業概要

- 1 小高園芸団地用地造成工事
- 2 造成面積 37,553㎡ (パイプハウス用地34,711㎡ 施設用地2,873㎡)
- 3 造成場所 南相馬市小高区飯崎及び大田和地内
- 4 小高園芸団地施設概要

整備施設:鉄骨ハウス(育苗ハウス)5棟、パイプハウス(園芸用)38棟、集出荷複合施設1棟施設共用開始時期:令和5年度(令和3年末一部供用開始)

【南相馬市復興総合計画後期基本計画】政策の柱 3 産業・仕事づくり 基本施策 7 農林水産業 施策 19 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 営農再開への支援 P49

当面の事業概要

【令和元年度】 集出荷複合施設用地造成工事

【令和3年度】 園芸用ハウス(鉄骨ハウス、パイプハウス)用地造成工事

地域の帰還環境整備との関係

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、小高区は全域が避難指示区域に指定され避難を余儀なくされた。平成28年7月に小高区の避難指示が解除されたが、未だ帰還が進まない状況である。

大規模園芸施設の事業計画では最大40名の雇用を募る予定で、地元住民の帰還促進や定年帰農、Uターンなど就農機会増大に資することが期待される。

また、養液栽培や環境制御設備等の新しい技術を活用したモデル農業経営の実践や新規就農者等の研修も受け入れるなどさまざまな取組を実践することで、小高区の帰還促進を図る。

関連する事業の概要

【基幹事業(福島県申請間接補助)】

令和元年度(第25回)実施設計委託費(申請済)

令和3年度(第33回)施設建設(集出荷複合施設・鉄骨パイプハウス)工事費(申請予定)

令和4年度(第37回)施設建設(パイプハウス)工事費(申請予定)

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業		
事業番号	(5) - 43 - 30	
事業名	被災地域農業復興総合支援事業(南相馬市小高園芸団地)	
交付団体	福島県	

基幹事業との関連性

小高区における園芸の営農再開と地元住民の帰還促進や定年帰農、Uターンなど就農機会増大に資することを目指して整備する小高園芸団地のパイプハウスと複合施設用地の造成する

作付予定作物:きゅうり、スナップえんどう